

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な支部において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン 1-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう）、併せて、正味財産増減計算書内訳表、財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、公益社団法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類等は、公益社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 追記情報

- ① 公益社団法人は 3 年を経過し滞りなく完了しているが、移行に伴う規程類の整備については、上位規程は整備が進んでいるが下位規程類の整備の必要性がある。役員の規程類の理解・実践に不十分な点があり、課題として残っている。
- ② 問題のあった文書管理については、主要会議の議事録等の整備が図られたが、委員会、部会、その他業務文書類の保存および管理体制に改善すべき課題を残している。
- ③ 内部通報等で指摘された不具合事項の未解決部分については、WG を立ち上げ 6 か月をめどに改善に努めることが望まれる。

4. その他

監事本目雅巳は 26 年 1 月より病気療養のため休職いたしました。

平成 26 年 5 月 14 日

公益社団法人 日本オストミー協会

監事 笹岡 効

監事 鈴木 修蔵